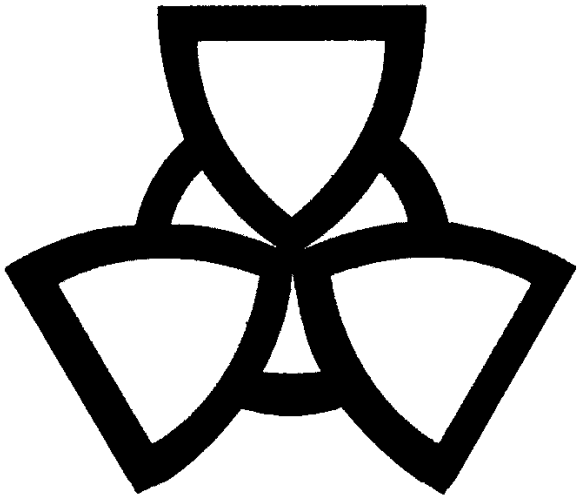
令和９年度

沖縄県立美咲特別支援学校 高等部

入学者選抜募集要項



沖縄県立美咲特別支援学校

〒904-2153　沖縄県沖縄市美里 4-18-1

TEL：098-938-1037

FAX：098-938-7700

令和9年度 沖縄県立美咲特別支援学校 高等部 入学者選抜募集要項

1 方針

本校の高等部における入学者の選抜は、沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜検査実施要項に従い、高等学校（高等部）及び中学校（中学部）教育の正常な充実を期し、障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、本校における教育が必要な者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

(1) 選抜は、本校校長が学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 135 条第 5 項において準用する第 90 条第 1 項から第 3 項の規定により行う。

(2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とに関わらず行う。

(3) 学力検査では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の5教科について、県教育委員会が作成する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題を一斉に実施する。

(4) 本校中学部においては、本校高等部へ進学する生徒について、学力検査および面接を行わない書類選考による入学者選抜を実施する。ただし、美里高等学校分教室、総合教育センター分教室を希望する生徒については（3）の学力検査および面接を実施する。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 号の規定に該当するもので、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者

ア 特別支援学校中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を募集年度3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者

イ 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）

ウ 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

エ 11 月末日までに志願前相談を受けた者

※ 出願に当たっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、学校が実施する教育相談や体験入学に原則として参加するものとする。

(2) 募集定員

募集定員は、県教育委員会が別に定める。

(3) 出願期間

出願期間	受付時間	受付場所
令和9年 2 月1日（月）	午前 9 時～午後 4 時	本校会議室
令和9年 2 月2日（火）	午前 9 時～午後2時	

※ 郵送の場合も、この期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別な事情があると認めた場合は、その限りでない。

(4) 出願手続

ア 通学区域に関する規則

（ア） 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成 22 年 3 月 31 日教育委員会規則第 3 号。以下「通学区域の規則」という。）により定められた下記の区域に該当する志願者は、本校へ出願することができる。ただし、11 月末日までに志願前相談を受けた者に限る。

・恩納村（恩納村立仲泊及び山田小学校区域に限る。）

・うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。） ・読谷村 ・嘉手納町

・沖縄市（沖縄市立山内中学校区域を除く。）

(ｲ) 中頭学区のうち、本校については、当分の間、通学区域の規則に関わらず他の区域の知的障害を対象とする特別支援学校に出願ができるものとする。ただし、出願できる人数については、別途調整することがある。

(ｳ) 中頭学区のうち、中学校からの志願者は、第１希望と第2希望に、「美里高校分教室」または「総合教育センター分教室」のどちらかを記入し、第2希望にはもう一方の分教室を記入する。第3希望には必ず「美咲本校」を記入する。

ただし、下記①～③に該当する志願者は、第１希望に「美咲本校」と記入することができる。その場合、該当することを認められる理由書（美咲第2号様式）等を提出する。第2希望及び第3希望には、「美里高校分教室」と「総合教育センター分教室」を希望する順に必ず記入する。

①基本的生活習慣の確立に関する指導が必要な者

②医療管理下にある疾病を有し、分教室での学習が困難な者

③その他、美咲特別支援学校・本校での教育的支援が必要な者

(ｴ)美咲特別支援学校中学部からの志願者は、第1希望に「美咲本校」と記入することができる。ただし、第１希望に「美里高校分教室」または「総合教育センター分教室」を記入する場合は、第２希望には、もう一方の分教室を記入し、第3希望に「美咲本校」と記入する。

イ 志願者は、次の書類について出身中学校長又は出身特別支援学校長（以下「出身中学校長等」という。）に提出しなければならない。

(ｱ) 入学志願書（第１号様式）

(ｲ) 住民票謄本（マイナンバー掲載なし）

ただし、出願の日前3か月以内に発行されたものとする。

(ｳ) 健康診断書（第８号様式）

ただし、過年度卒業生のみとし、令和9年１月以降に発行されたものとする。

(ｴ) 療育手帳の写し

※ 出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。。

※ 「次の判定年月」をすぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第11号様式）

※ 各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能とするものとする。（知能検査名、検査結果を必ず記入すること。）

※ 療育手帳以外の障害者手帳を所持している場合は、その写しも提出すること。（身体障害者手帳、精神障害者手帳等）

(ｵ) 確認書（第５号様式）

ただし、次のa又はbの者に限る。

a 通学区域に関する規則第２条第１項ただし書きの規定により同規則別表第２に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

(ｶ) 写真票（第15号様式）

出願の日前６か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦 4.5cm×横 3.5cm程度のもの。

(ｷ) 保護者記入調査票（美咲第1号様式）

ウ 出身中学校長等は、志願者に係る上記の書類（前記2の(4)のイ）に加え、以下の書類を本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ｱ) 入学志願者名簿（第３号様式）

(ｲ) 調査書 （知的の教育課程履修者用(第4号−2 様式)）

※調査書（第4号－2様式）は、第2希望までの記入（第3希望の記入を省略）とする。
※本校中学部からの志願者について「美咲本校」を第1希望とした場合は、個別の教育支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。
※本校中学部からの志願者について「美里高等学校分教室」または「総合教育センター分教室」を第1希望とした場合は、調査書 （知的の教育課程履修者用(第4号－2 様式)）を提出する。
※「出欠の記録」の 1，2 年は指導要録に基づいて記入し、3 年は令和 8 年 12 月 28 日現在で記入する。

(ｳ) 中学校からの志願者で「美咲本校」を第1希望とした場合、①～③（前記2の（4）出願手続き(ｳ)）に該当することを認められる理由書（美咲第2号様式）等を提出する。また、理由書の記載内容を補足する資料があれば、添付してもよい。

エ 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類を本校校長に提出しなければならない。

(ｱ) 入学志願書（第 1 号様式）
(ｲ) 本校校長が必要と認める書類

オ 志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続による。

(ｱ) 県外からの入学志願のための許可願（第2号様式）を令和9年 1 月 20 日（水）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。
(ｲ) 前記(ｱ)の許可願、入学志願書（第 1 号様式）のほか、本校校長が必要と認める書類を本校校長に提出しなければならない。

(5) 志願変更及び手続き

ア 志願変更

(ｱ) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学校に出願した者のうちで、出身中学校長等及び志願先特別支援学校校長が適当と認めた者は、志願した特別支援学校高等部、学科またはコースの変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。
(ｲ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。
(ｳ) 志願変更希望者が、志願可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程

志願変更期間	受付時間	受付場所
令和9年 2 月5、8日（金、月）	午前 9 時～午後 4 時（2 日目は午後 2 時まで）	本校会議室

ウ 志願変更する者は、志願変更願（第6号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ 出身中学校長等は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先特別支援学校校長に志願変更する者の志願変更願（第6号様式）を提出し、志願先特別支援学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は原則として行わない。

オ 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、前記 2 の(4)に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

カ 入学志願書取り下げ及び再出願期間

取り下げ・再出願	受付時間	受付場所
令和9年 2 月15、16日（月、火）	午前 9 時～午後 4 時（2 日目は午後 2 時まで）	本校会議室

(6) 選抜の方法

ア 本校校長を委員長とする選抜委員会を置く。

イ 選抜委員会は、出身中学校長から提出された所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。

(7) 学力検査等

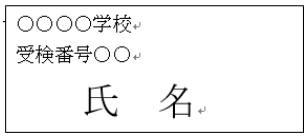
ア 本校中学部からの志願者について「美咲本校」を第1希望とした場合は、学力検査は行わない。

イ 期日及び時間割等 ※2日目の面接後に体育館にて制服等の採寸があります。

時限 / 日にち	第1時限 (10:00～10:50)	第2時限 (11:15～12:05)		第3時限 (13:15～ 14:05)
第1日目 3月3日(水)	国語	理科	昼食 (55分)	英語
第2日目 3月4日(木)	社会	数学		面接

ウ 学力検査等に必要な持ち物

(ｱ) ・HB以上の濃さの黒鉛筆(シャープペンシルは可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可)
・コンパス(分度器機能付きは不可)
・定規 (三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規は不可)
・プラスチック製の消しゴム
・名札(受検番号は願書受付時にお知らせします。クリップタイプ等の形状は問わない)



(ｲ) 受検者は、他に次のものを机の上に置くことができる。
・鉛筆キャップ
・鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可)
・時計(ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・通信機能を持つウェラブル端末等も不可)
・目薬、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)
・眼鏡、ハンカチ(無地のタオルは可)
※室内シューズを持参の上、参加すること。

エ 検査会場

(ｱ) 原則として本校で行う。

(ｲ) 通学区域が広域にわたる特別支援学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、委託検査場又は出張検査場で受検することができる。ただし、受検の許可については別途調整することがある。なお、委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。

(8) 面接

面接は、次のアまたはイに該当する志願者について本校校長の定めるところにより実施する。

ア 中学校からの志願者

イ 美咲特別支援学校中学部からの志願者で「美里高校分教室」または「総合教育センター分教室」を第1希望にしている場合

(9) 合格発表

ア 合格発表は、令和9年 3 月 17日(水)の午前 9 時に本校において発表(掲示)する。発表(掲示)後に

ホームページにも掲載する。

イ 合格者に対しては、その者が入学志願書を提出した出身中学校長等を通じて合格したことを通知する。

ウ 受検に関する情報提供（開示）について

受検者本人の学力検査得点について、第２次募集の合格発表の日から換算して１か月以内の期間、本校において口頭による開示請求をすることができる。

３ 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

(1) 申し出等の日程及び手続き

ア 申し出の期間は、令和９年３月３日（水）、及び３月４日（木）の２日間とする。

イ 受付時間は、令和9年３月３日（水）午前９時から午後４時、令和8年３月４日（木）午前９時から正午までとする。

ウ 追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受検希望届」（追検査第１号様式（特支高））に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、本校へ提出すること。

追検査の期日	日程	会場
令和9年3月9日（火）	受付・集合（8:30～8:45）	本校
	国語（9:00～9:50）	
	理科（10:05～10:55）	
	英語（11:10～12:00）	
	昼食（12:00～12:45）	
	社会（13:00～13:50）	
	数学（14:05～14:55）	
	面接（15:10～16:00）	

４ 第２次募集

合格者が募集定員に満たない場合は、第２次募集を行うものとする。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記２の(1)に該当する者で、県立高等学校（以下「高等学校」という）又は県立高等支援学校（以下「高等支援学校」という）における学力検査を受検し、合格しなかった者とする。

(2) 出願期間

出願期間	受付時間	受付場所
令和9年３月18、19日（木、金）	午前９時～午後４時（２日目は午後２時まで）	本校会議室

※ 郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別な事情があると認めた場合はその限りでない。

※ 第２次募集出願時までに特別支援学校の対象であることの証明ができるもの（療育手帳、専門医の診断書等）が準備されていることとする。

(3) 出願手続

ア 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続きによる。

(ｱ) 高等学校における学力検査を受検した者

志願者は、当該年度に第２次募集を実施する高等学校の１校・１学科・１コースに出願することができ、更に本校高等部に併願することができる。（ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。）

(ｲ) 高等支援学校等における学力検査を受検した者

志願者は、当該年度に第２次募集を実施する高等支援学校等の１校・１学科・１コースに出願することができ、更に本校高等部に併願することができる。（ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。）

(ｳ)志願者は、第１希望と第2希望に、「美里高校分教室」または「総合教育センター分教室」のどちらかを記入し、第2希望にはもう一方の分教室を記入する。第3希望には必ず「美咲本校」を記入する。

ただし、下記①～③に該当する志願者は、第１希望に「美咲本校」と記入することができる。その場合、該当することを認められる理由書（美咲第2号様式）等を提出する。第2希望及び第3希望には、「美里高校分教室」と「総合教育センター分教室」を希望する順に必ず記入する。

①基本的生活習慣の確立に関する指導が必要な者

②医療管理下にある疾病を有し、分教室での学習が困難な者

③その他、美咲特別支援学校・本校での教育的支援が必要な者

(ｴ)志願者は、次の書類を出身中学校長等に提出しなければならない。

ａ 第２次募集入学志願書（第９号様式）

ｂ 確認書（第５号様式）

ただし、次の(a)または(b)の者に限る。

(a) 通学区域の規則第２条第１項ただし書きの規定により同規則別表第２に揚げる地域から出願する者

(b) 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

ｃ 療育手帳の写し

※ 出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。

※ 「次の判定年月」をすぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第11号様式）

※ 各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。（知能検査名、検査結果を必ず記入すること。）

※ 療育手帳以外の障害者手帳を所持している場合は、その写も提出すること。（身体障害者手帳、精神障害者手帳等）

ｄ 保護者記入調査票（美咲第1号様式）

(ｵ) 出身中学校長等は、志願者に係る前記(ｴ)の書類と下記を本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

ａ 第２次募集志願者名簿（第10号様式）

ｂ 調査書（知的の教育課程履修者用(第4号－2 様式)）

ｃ 「美咲本校」を第1希望とした場合、①～③（前記4の（3）出願手続き(ｴ)）に該当することを認められる理由書（美咲第2号様式）、理由書の記載内容を補足する資料があれば、添付してもよい。

(ｶ) 本校校長は、本校志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の写しの提供を求める。

ａ 学力検査成績証明書（第14号様式）

ｂ 健康診断書（一般入学で提出のあった者に限る。）

ｃ 写真票（第15号様式）※一般入試で高等学校を受検した場合は、そのまま使用してよい。

(ｷ) 前記(ｶ)の出願書類等の提供を求められた学校長は、当該志願者に係る前記(ｶ)の書類の写しを当該志願者の志願する第２次募集志願先学校長へ送付する。

(4) 志願変更及び手続き

ア 志願変更

志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等、学科またはコースを変更

（以下「2 次志願変更」という。）することができる。

イ 入学志願書取り下げ及び再出願期間

願書取り下げ及び再出願	受付時間	受付場所
令和9年 3 月 23 日（火）	午前 9 時～午後2時	本校会議室

ウ 2 次志願変更をする者は、第 2 次募集志願変更願（第 12 号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ 出身中学校長等は、所定の期間内に志願先学校長に第 2 次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による 2 次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。

オ 2 次志願変更をする者は、返却された第 2 次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、前記4の(3)に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、志願先学校長に第 2 次募集志願変更願（第 14 号様式）で申し出るだけでよい。

(5) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書（第 14 号様式）、調査書、面接等の結果を資料として行う。

(6) 2次募集面接等の期日及び検査場

期日	集合時間	検査場
令和9年 3 月 25日（木）	午後	本校高等部

(7) 検査場に必要な物

前記2の（7）のウに準じる。

(8) 合格発表

令和9年 3 月 29日（月）の午前 9 時に本校において発表（掲示）し、その後にホームページに掲載する。

5 調査書

本校校長は、出身学校長等の提出した調査書（第4号ー2様式）に疑義があるときは、必要に応じ資料の提出を求めることができる。なお虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

6 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

(1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。

(2) 志願者のうち、帰国子女等について、本校受検への配慮を必要とする者は「学力検査等に際しての配慮願い書（参考様式 2）を出身中学校長等を経て本校校長に提出することができる。

(3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

7 不登校生徒等入学者選抜に係る取扱い

(1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められる者は、自己申告書（第 13 号様式）を出身中学校長等を経て本校校長に提出することができる。自己申告書の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては厳封してもよい。その際、封筒の表に中学校等名、本人氏名を記入すること。

(2) 志願者から自己申告者が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

8 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

(1) 本校受検の配慮については、「学力検査等に際しての配慮願い書」（第 16 号様式）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて出身中学校長等を経て本校校長に提出することができる。

(2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

9 合格者オリエンテーション

美咲特別支援学校・総合教育センター分教室　日時：令和9年 3 月 29日（月） 10:30～ 場所：本校体育館

美里高等学校分教室　日時：令和9年 3 月 30 日（火） 午後予定　場所：美里高等学校体育館

10 その他

(1) 本校校長は「令和9度 沖縄県立学校入学者選抜実施要項」内の「沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」の 2 の(4)のウに定める書類以外に、選抜上特に必要と認める資料については、教育長と協議して定め、中学校等や志願者へ求めることができる。

(2) 出身中学校長等は、本校へ進学する者について、学校教育施行規則第 24 条第 1 項に規定する当該生徒の指導要録の抄本又は写し、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年度文部省令第 18 号）第 8 条第 1 項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票を令和9年 3 月末日までに本校校長に提出する。キャリアパスポートは入学時に生徒が本校に提出する。

(3) 本校高等部入学者選抜実施における提出書類については、沖縄県個人情報保護条例（第 7 条、第 8 条、第 10 条）及び沖縄県情報公開条例（第 7 条）に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。

(4) 一般入学及び第 2 次募集、追検査における入学者選抜実施に関し、本募集要項に掲載されていない事項については、「令和9年度 沖縄県立学校入学者選抜実施要項」内の「沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」によるものとする。

(5)一般入試前日の下見は、3 月2日（火）16:00～可能です。しかし、オープンスペースの構造のため校舎内への下見はできません。校舎周辺、体育館周辺の下見のみとなります。